

## 犯罪被害者救助法

1987年11月28日法律第3969号制定、1988年7月1日施行

1990年12月31日法律第4297号一部改正、1990年12月31日施行

2005年12月29日法律第7766号一部改正、2006年6月30日施行

第1条（目的） この法は、人の生命又は身体を害する犯罪行為により死亡した者の遺族又は重障害を負った者を救助することを目的とする。

第2条（定義） この法で用いる用語の定義は、次のとおりとする。〈改正2005年12月29日〉

- 1 「犯罪被害」とは、大韓民国の領域内又は大韓民国の領域外にある大韓民国船舶又は航空機内で行われた人の生命又は身体を害する罪に該当する行為（「刑法」第9条、第10条第1項、第12条、第22条第1項の規定により処罰されない行為を含み、同法第20条又は第21条第1項の規定により処罰されない行為及び過失による行為を除く。以下「犯罪行為」という。）による死亡又は重障害を言う。
- 2 「重障害」とは、負傷又は疾病が治癒したとき（その症状が固定した時を含む。）の身体上の障害として、大統領令が定める場合をいう。

第3条（適用範囲） 国家は、犯罪被害を受けた者（以下「被害者」という。）が加害者の不明又は無資力の事由により、被害の全部若しくは一部の賠償を受けることができず、又は自己若しくは他人の刑事事件の捜査又は裁判において、告訴・告発等捜査端緒の提供、陳述、証言又は資料提出と関連して被害者となったときには、この法が定めるところにより、被害者又は遺族に犯罪被害救助金（以下「救助金」という。）を支給する。  
〈改正1990年12月31日、2005年12月29日〉

第1項の規定による加害者の不明・無資力に関する基準、証明手続その他必要な事項は、大統領令で定める。

〈改正2005年12月29日〉

第4条（救助金の種類等） 救助金は、遺族救助金と障害救助金に区分され、一時金として支給する。

遺族救助金は、被害者が死亡した場合に、第5条の規定による第1順位の遺族に支給する。ただし、同順位の遺族が2人以上である場合には、それを均等区分して支給する。

障害救助金は、当該の被害者に支給する。

第5条（遺族の範囲及び順位） 遺族救助金の支給を受けることのできる遺族は、次の各号の一に該当する者とする。〈改正2005年12月29日〉

- 1 配偶者（事実上の婚姻関係を含む。）・被害者の死亡当時、被害者の収入により生計を維持していた被害者の子
- 2 被害者の死亡当時、被害者の収入により生計を維持していた被害者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- 3 第1号及び第2号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

胎児は、第1項の規定による遺族の範囲を適用することにおいて、既に出生したものとみなす。

遺族救助金の支給を受ける遺族の順位は、第1項各号に列挙した順序とし、同項第2号及び第3号に列挙した

者の間では、当該各号を列挙した順序とし、父母の場合には養父母を先順位とし、実父母を後順位とする。 < 改正2005年12月29日 >

遺族が被害者を故意に死亡させ、又は被害者が死亡する前にその死亡により遺族救助金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となる者を故意に死亡させた場合は、遺族救助金の支給を受けることができる遺族とみなさない。被害者が死亡した後、遺族救助金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた場合もまた同様とする。

第6条（救助金を支給しないことができる場合） 次の各号の一に該当する場合には、大統領令が定めるところにより、救助金の全部又は一部を支給しないことができる。

- 1 被害者と加害者が親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）にある場合
- 2 被害者が犯罪行為を誘発し、又は当該の犯罪被害の発生に関して被害者に帰責事由がある場合
- 3 その他社会通念上救助金の全部又は一部を支給しない方が相当と認められる場合

第7条（他の法令による給付等との関係） 被害者又は遺族が、当該の犯罪被害を原因として「国家賠償法」その他の法令による給付等の支給を受けることができる場合には、大統領令が定めるところにより救助金を支給しない。 < 改正2005年12月29日 >

第8条（損害賠償との関係） 国家は、被害者又は遺族が当該の犯罪被害を原因として損害賠償を受けたときには、その金額の限度内で救助金を支給しない。

国家は、救助金を支給したときには、その支給した金額の限度内で当該の救助金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を代位する。

国家は、第2項の規定による損害賠償請求権を代位することにおいて、大統領令が定めるところにより、加害者である受刑者・被保護監護者の作業賞与金又は勤労補償金からその賠償金の支給を受けることができる。

第9条（救助金額） 救助金の額は、被害者又は遺族の生計維持状況と障害の程度を斟酌し、大統領令で定める。

第10条（外国人に対する救助） この法は、外国人が被害者又は遺族である場合には、相互の保証がある場合に限り適用する。

第11条（犯罪被害救助審議会） 救助金の支給に関する事項を審議・決定するため、地方検察庁に犯罪被害救助審議会（以下、「審議会」という。）を置く。

審議会は、法務部長官の指揮・監督を受ける。

審議会の管轄・構成・運営その他必要な事項は大統領令で定める。

第12条（救助金の支給申請） 救助金の支給を受けようとする者は、法務部令が定めるところにより、その住所地・居住地又は犯罪発生地を管轄する審議会に申請しなければならない。

第1項の規定による申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年又は当該の犯罪被害が発生した日から5年が経過したときには、これを行うことができない。 < 改正2005年12月29日 >

第13条（救助決定） 第12条第1項の規定による申請があるときには、審議会は速やかに救助金を支給し、又は支給しないという決定（支給するという決定をする場合には、その金額を定めることを含む。以下同様。）をしなければならない。

第14条（仮救助金の支給等） 審議会は、第12条第1項の規定による救助金の支給申請がある場合に、被害者の障害の程度が明らかでない、その他の事由により速やかに決定することができない事情があるときには、職権又は申請により大統領令が定める金額の範囲内で仮救助金を支給する決定をすることができる。 <改正2005年12月29日>

第1項の規定による仮救助金の支給申請は、法務部令が定めるところにより、その住所地・居住地又は犯罪発生地を管轄する審議会にすることができる。 <新設2005年12月29日>

国家は、第1項の規定による決定があるときには、仮救助金を支給する。

仮救助金の支給を受けた者に対して救助金を支給する決定をしたときには、国家は、仮救助金として支給した金額の限度内で救助金を支給する責めを免れる。

仮救助金の支給を受けた者は、当該の救助決定により支給される救助金の額が仮救助金として支給された額に満たないときには、その差額を国家に返還しなければならない、救助金を支給しないという決定があるときには、当該の仮救助金として支給された額を国家に返還しなければならない。

第15条（決定のための調査等） 審議会は、救助金の支給に関する事項を審議するため必要なときには、申請人その他の関係人を調査し、又は医師の診断を受けさせることができ、行政機関又は公・私団体に照会して必要な事項を報告させることができる。

審議会は、申請人が正当な理由なく第1項の規定による調査に応じず、又は医師の診断を拒否したときには、その申請を棄却することができる。

第16条（救助金の徴収） 国家は、この法により救助金を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、審議会の決定を経て、その者が受けた救助金の全部又は一部を徴収することができる。

- 1 詐偽その他の不正な方法で救助金の支給を受けた場合
- 2 救助金の支給を受けた後、第6条に規定された事由が発見された場合
- 3 誤って支給された場合

国家が第1項の規定により徴収をする場合には、国税徴収の例により、その徴収の優先順位は国税及び地方税に次ぐものとする。

第17条（時効） 救助金の支給を受ける権利は、その救助決定が当該申請人に送達された日から2年間行使しなければ、時効により消滅する。

第18条（救助金の支給を受ける権利の保護） 救助金の支給を受ける権利は、譲渡又は担保として提供し、又は差し押さえることができない。

第19条（施行令） この法の施行に関して必要な事項は大統領令で定める。

附則 <第3969号、1987年11月28日>

（施行日）この法は、1988年7月1日から施行する。

（経過措置）この法の施行前に行われた犯罪行為による死亡又は重障害に対しては、この法を適用しない。

附則 <第4297号、1990年12月31日>

この法は公布した日から施行する。

附則 <第7766号、2005年12月29日>

（施行日）この法は、公布後、6か月が経過した日から施行する。

（経過措置）この法の施行前に発生した犯罪に対する被害救助は、従前の規定による。